

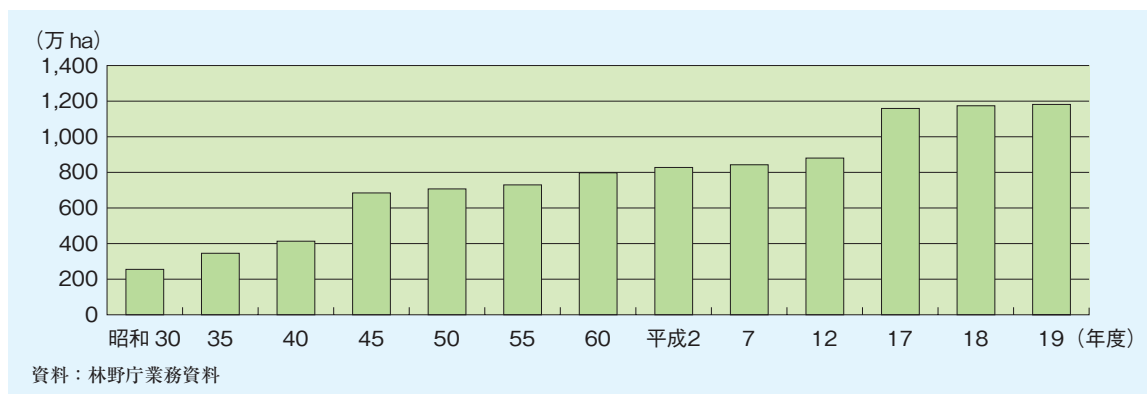
2 国民の安全・安心の確保のための国土の保全等の推進

(1) 保安林の適切な管理の推進

水源のかん養、災害の防備、公衆の保健等、森林のもつ公益的機能の発揮が特に要請される森林については、農林水産大臣又は都道府県知事が保安林に指定し、指定目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制している。

平成19年度末の保安林面積は1,188万 ha（延べ面積で1,261万 ha）となっており、全国の森林面積の47%、国土面積の31%が保安林に指定されている（図Ⅱ-13）。

図Ⅱ-13 保安林面積の推移



今後とも、保安林としての指定を計画的に推進するとともに、保安林の機能の十分な保全を図るため、国有林・民有林を通じた保安林の適切な管理を一層推進していくこととしている。

また、京都議定書に基づく我が国の森林吸収量として天然生林による吸収量を算入するためには、第Ⅰ章に記述のとおり、その森林に対して保安林をはじめとする法令等に基づく保護・保全措置が講じられていることが条件であることから、森林吸収源対策を推進する観点からも保安林の適切な管理は重要である。

(2) 効果的・効率的な治山事業の推進

我が国の国土は、地形が急峻であるとともにその地質が脆弱であることから、山崩れや地すべり等の山地災害が発生しやすい条件下にあり、最近5年間で発生した山崩れ等の山地災害は約1万7千か所に及んでいる。特に、近年、平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震をはじめとした地震や集中豪雨の頻発等により、大規模な山腹崩壊や土石流などによる激甚な被害が発生している。

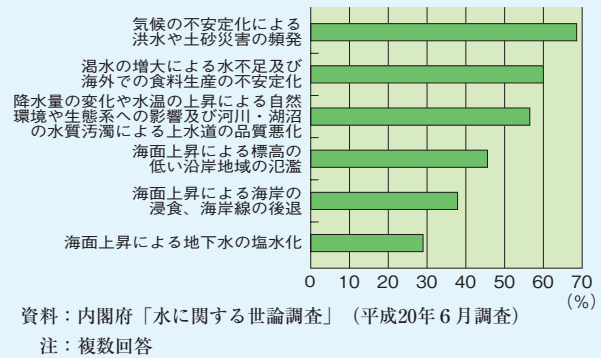
「IPCC第4次評価報告書」においては、地球温暖化により大雨の頻度が増加するおそれが非常に高いことが指摘されており、山地災害の発生リスクが今後一層高まることが懸念されている。また、内閣府が平成20年に実施した「水に関する世論調査」によると、地球温暖化によって水問題が更に深刻化することが懸念されているが、どのようなことが心配だと思うか聞いたところ、「気候の不安定化による洪水や土砂災害の頻発」を挙げた者の割合が68%と最も高かった（図Ⅱ-14）。

平成20年に発生した山地災害



岩手・宮城内陸地震による被害（宮城県栗原市）

図Ⅱ-14 地球温暖化により心配される水問題



こうした状況を踏まえ、国有林と民有林が連携した一体的な治山対策、既存治山施設の防災機能の強化対策及び地域における避難体制と連携した減災対策等の効果的・効率的な対策を進めることが重要である。

また、大規模な山地災害の発生時においては、国による都道府県に対する被災箇所への調査等の支援や、特に規模が大きく高度の技術を要する箇所について国直轄による復旧対策等を推進していく必要がある。岩手・宮城内陸地震においても、被害状況の把握や復旧計画の策定等を行うため、林野庁と森林管理局の治山技術者を派遣するとともに、県からの要請も踏まえ、直轄治山災害関連緊急事業等による復旧対策を実施した。

(3) 森林病害虫・野生鳥獣被害対策等の推進

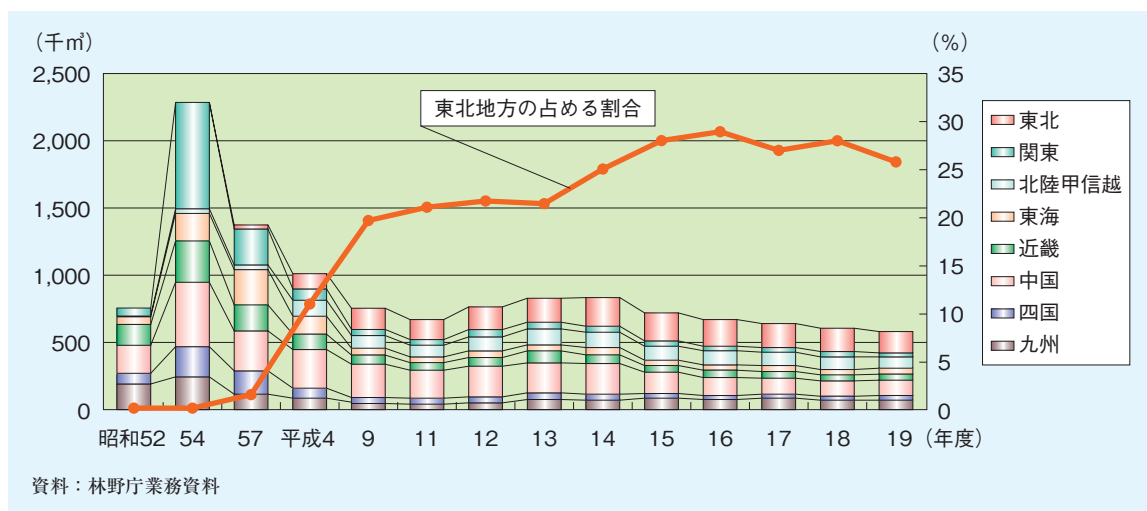
(松くい虫被害対策の推進)

松くい虫被害（マツ材線虫病）は、マツノマダラカミキリにより運ばれた体長約1mmの線虫であるマツノサイセンチュウがマツの樹体内に侵入することにより引き起こされるマツの伝染病によるものである。

現在、北海道・青森県を除く全国45都府県の松林において被害が発生し、被害発生地域は、太平洋側は岩手県中南部、日本海側は秋田県の青森県境付近に達しており、今後更に北上することが懸念されている。

全国の松くい虫被害量（材積）は、昭和54年度の243万 m^3 をピークとして減少傾向にあり、平成19年度には約62万 m^3 とピーク時の4分の1程度の水準となっているが、依然として我が国の森林病害虫被害の中では最大の被害量となっている。近年は、高緯度・高標高地域など従来被害がなかった松林で新たな被害が発生しており、東北地方における被害量は過去十数年間で急速に増加し、全国の被害に占める東北地方の割合は3割程度で推移している（図Ⅱ-15）。

図Ⅱ-15 松くい虫被害量（材積）の推移（私有林）



このため、東北地方の被害先端地域において徹底した駆除等を重点的に実施するとともに、秋田県と青森県の県境地域においては被害の北上・拡大を防止するため、両県と東北森林管理局が連携を図りつつ、監視活動の強化や枯れたマツの迅速な除去等の緊急対策を進めている。

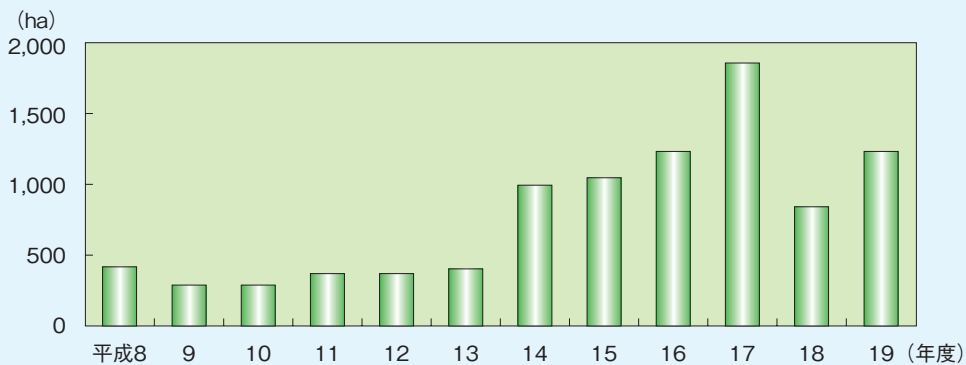
〔「ナラ枯れ」被害対策の推進〕

「ナラ枯れ」は、大量のカシノナガキクイムシがナラ・カシ類等の幹に穴をあけてせん入し、体に付着した「ナラ菌（ブナ科樹木萎凋病菌）」を多量に樹体内に持ち込むことにより発生する樹木の伝染病である。近年、本州日本海側を中心としてミズナラやコナラ等が集団的に枯損する「ナラ枯れ」が発生しており、被害の拡大が懸念されている。



被害が発生した森林

図Ⅱ-16 「ナラ枯れ」被害量（面積）の推移



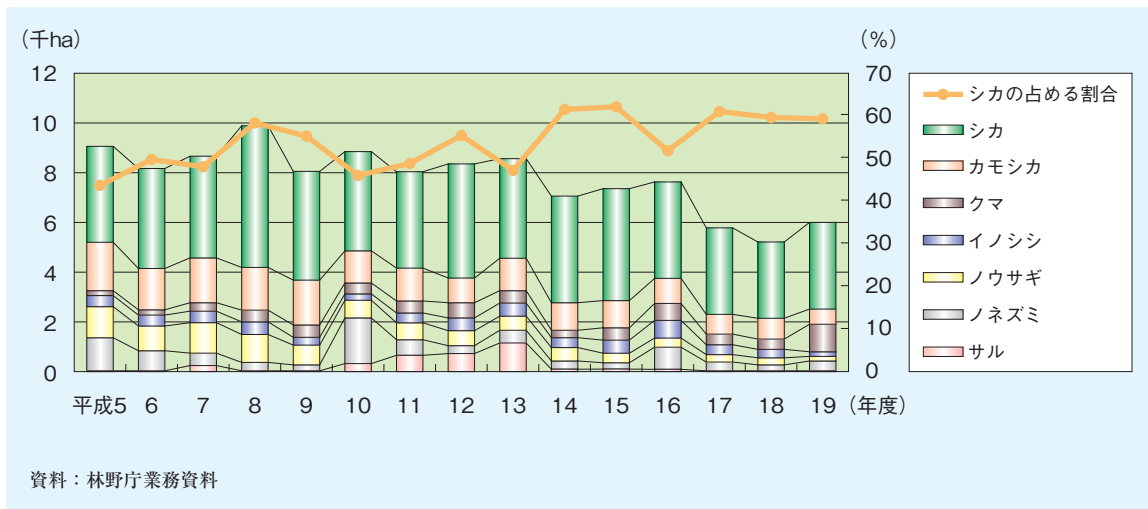
資料：林野庁業務資料

被害量は平成14年度以降特に増加しており、平成19年度の被害面積は約1,200haとなっている（図Ⅱ-16）。新たな被害区域の拡大を未然に防止するためには効果的な防除対策の推進が重要である。このため、林野庁は、被害木を薬剤でくん蒸したり焼却することによりカシノナガキクイムシを駆除する措置や、健全木の幹をビニールシートで被覆してカシノナガキクイムシの侵入を予防する措置などを推進している。

(野生鳥獣被害対策の推進)

シカ・クマ等の野生鳥獣による近年の森林被害は、毎年5～8千ha程度発生しており、このうちシカによる枝葉や樹皮への食害の被害が5～6割を占めている（図Ⅱ-17）。

図Ⅱ-17 野生鳥獣被害面積の推移



近年は、野生鳥獣の生息域の拡大等を背景として、新たな地域で被害が発生する傾向にある。また、シカが起こす下層植生の食害等による生物多様性の喪失や、踏み付けによる土壌流出など、森林のもつ公益的機能への影響等も懸念されている。

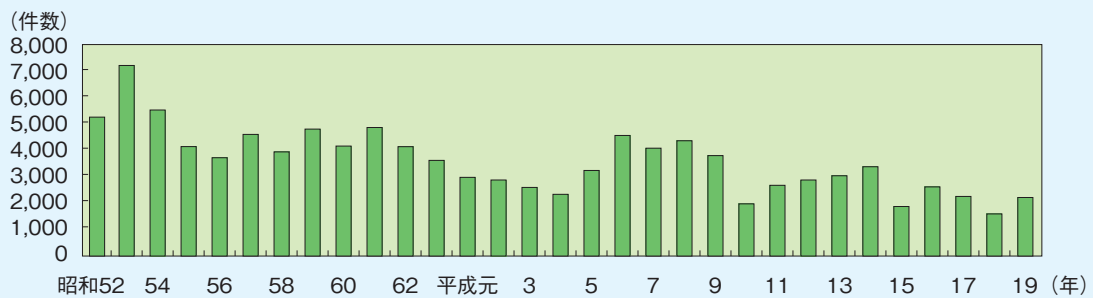
これらの野生鳥獣による森林被害に対しては、防護柵・食害防止チューブ^(注)等の被害防止施設の設置や個体数の調整を中心とした対策とともに、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備等の対策が行われている。

また、野生鳥獣による被害及びその生息の状況を踏まえ、関係省庁や隣接した自治体が連携・協力し、一体的な被害防止施設を設置するなど効果的な被害対策を推進することや、野生鳥獣の良好な生息環境の整備・保全に配慮し、地域の特性に応じて、間伐の推進や広葉樹林の育成を図るなど、長期的な視点からの対策を適切に推進することが重要である。

(注) 植栽木をポリエチレン製チューブで囲い込むことにより食害を防止する方法。

(林野火災)

林野火災の発生件数は、短期的な増減はあるものの、長期的には減少傾向で推移しており、平成19年における林野火災の発生件数は2,157件（図Ⅱ-18）、焼損面積は717haとなっている。

図Ⅱ-18 林野火災の発生件数の推移

資料：消防庁統計資料に基づき作成

一般に、林野火災は冬から春に集中して発生している。また、その原因のほとんどが人による不注意な火の取扱いによるものである。このため、特に入山者が増加する春の時期を中心として防火意識を高める啓発活動を実施することが重要である。

(森林国営保険)

森林国営保険は、森林に対する火災・気象災等により発生した損害を対象として、「森林国営保険法」に基づき政府が実施する保険事業である。特に、近年は台風や集中豪雨の頻発等により大規模な山地災害が発生していることから、安定的な林業経営を維持するとともに森林のもつ多面的機能の持続的な発揮を図る上で森林保険は重要である。しかしながら、その加入率は平成19年度末現在で15%程度と漸減傾向にある。このため、保険金支払の迅速化、事務の効率化等を通じて一層活用しやすい保険とすることなどにより、加入を促進することとしている。なお、森林保険特別会計については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」により、同特別会計において経理されている事務及び事業を独立行政法人に移管し、同特別会計を廃止することについて、平成20年度末までに検討するものとされたことを受け、森林保険を合理的・効率的に実施する観点から慎重に検討を行っている。

(4) 研究・技術開発及び普及

森林のもつ多面的な機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給と利用の確保等を図るためには、多岐にわたる試験研究や新技術の開発を効率的・効果的かつ分野横断的に実施することが重要である。

森林・林業・木材産業分野に関する研究・技術開発及び林木育種については、平成18年度に策定された「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」、「林木育種戦略」における課題と目標の下、現在、国・独立行政法人森林総合研究所・都道府県・大学・民間等が連携を強化しつつ推進しているところである。

今後とも、情勢の変化を的確にとらえ、森林のもつ多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展等を図るため、将来の森林・林業、木材産業の発展の可能性の基礎となる研究・技術開発に積極的に取り組んでいくことが重要である。また、その成果は、林業普及指導事業等を通じて森林所有者等に普及されることにより森林が適切に整備・保全された結果、森林がもたらす様々な恩恵として社会・国民に還元されることが重要である。

事例Ⅱ－8

野生鳥獣による農業被害を防止するマニュアルの作成

野生鳥獣による農業被害が全国的に深刻な問題となっていることから、独立行政法人森林総合研究所（森林総研）は、サルによる農業被害を減少させるため、里に居ついたサルを山に戻す「追い上げ」のマニュアルと事例集を作成した。このマニュアルは、森林総研、日本獣医生命科学大学、宇都宮大学農学部、長野県林業総合センターにより実施した研究の成果が活用されている。本マニュアルは各都道府県に配布されているほか、森林総研のホームページに掲載されている。

（マニュアル：http://www.fsm.affrc.go.jp/Nenpou/other/saru-manual_200803.pdf）

（事例集：http://www.fsm.affrc.go.jp/Nenpou/other/saru-jireishu_200803.pdf）



マニュアル



事例集